

# 船橋市デイサービス連絡会

## 会 則

### 第1条（名称）

本会は、船橋市デイサービス連絡会と称する。

### 第2条（目的）

本会は、介護サービスの質の向上、スタッフの働き甲斐の向上、地域社会への貢献を目的とする。

### 第3条（事業）

本会の事業は以下の項目に沿って行なうものとする。

- (1) 介護技術、知識向上のための取り組み
- (2) 適切な事業運営のための法令制度関係の周知
- (3) 顔の見える事業者ネットワークの構築
- (4) 行政機関との連携
- (5) 医療機関との連携
- (6) 地域貢献活動
- (7) 雇用の促進、雇用ギャップの解消
- (8) その他目的の達成に必要な活動

### 第4条（会員）

本会の会員は、次の各号に定めるいずれかの基準を満たす者とする。

- (1) 船橋市内の通所事業所を営む法人で、会の主旨に賛同する事（団体会員）  
団体会員のみが総会における議決権を有する
- (2) 船橋市内の通所事業所に従事する者（個人会員）
- (3) 個人・団体会員以外で会の主旨に賛同する個人・団体（賛助会員）

### 第5条（会費）

本会の会費は次のように定めるものとする。

- |     |            |              |
|-----|------------|--------------|
| (1) | 団体会員（法人単位） | 10,000円（年会費） |
| (2) | 個人会員       | 2,000円（年会費）  |
| (3) | 賛助会員（団体）   | 10,000円（年会費） |
|     | （個人）       | 2,000円（年会費）  |

2 年度途中の入会の場合も年会費は全額徴収する。また年度途中退会の場合の会費は返

還しないものとする。

3 研修会等で特別な費用を要する場合は臨時徴収を行うことができる。

#### 第6条（会計）

本会の必要経費は会費その他の収入によって賄う。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終える。

#### 第7条（役員の仕事、任期、解任）

役員の数、仕事、任期、解任は以下の通りとする。

##### （1）役員

会長 1名

副会長 2名

会計兼事務局長 1名

書記 2名

理事 5名以上（会長、副会長、会計兼事務局長、書記を含む）

監事 1名

2 理事は会員の互選において選任する。

3 会長及び副会長、会計兼事務局長、書記、監事は理事の中から互選において選任する。

##### （2）仕事

会長は、本会を代表し会務を統轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、職務を代行する。

会計兼事務局長は、会務の実務及び会の出納管理を統括する。

書記は、本会の会議及び活動等の記録を行う。

理事は、会の運営に関することを審議決定する。

監事は、経理及び会計事務が公正に実施されているかを監査し総会に報告する。

##### （3）任期

全役員、任期を2年とし再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

##### （4）解任

会は、会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の決議により役員を解任することができる。

#### 第8条（入退会）

入退会の手順は以下の通りとする。

(1) 入会

入会を希望する事業者または個人は、所定の入会申込書を事務局に提出し、会費を納入する。

(2) 退会

会員が退会しようとするとき、所定の退会申込書を事務局に届け出なければならない。

2 会費の未納期間が1年経った時点で会員を継続する意思がないものとみなし、自動的に退会するものとする。

### 第9条（会議）

本会の会議は、総会、役員会、専門部会とする。

(1) 総会は第10条に準じて行なう

(2) 役員会は必要に応じて開催する

(3) 専門部会はそれぞれ、必要に応じて開催する

(4) 会議は役員が召集する

### 第10条（総会）

総会は、年1回会長が招集する。

2 総会は次の事項を審議決定する。

(1) 事業報告ならびに決算の承認に関すること

(2) 事業計画ならびに予算の承認に関すること

(3) 役員の人事に関すること

(4) 会則に関すること

(5) その他会務運営上必要なこと

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 会長が、必要があると判断した場合、又は役員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上のものから請求があった場合、臨時に総会を開催することができる。

5 総会は原則として公開し、開催は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

6 会員の議決票は、団体会員は法人に付き1票とし、個人会員及び賛助会員は議決権を有さないものとする。

7 議事は、出席会員の過半数で決する。

8 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

### 附則

この会則は2017年4月1日より施行する